

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給することになりました。

1. 低所得のひとり親世帯の方

●対象者

児童扶養手当の支給要件に該当しているお子さんを養育している方であって、以下の①～③のいずれかに該当する方

▶平成16年4月2日以降（障害の状態にあるお子さんの場合は平成14年4月2日以降）に生まれたお子さんが対象です。

①令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方

②公的年金給付等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

※「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。

③令和2年の収入が、児童扶養手当の所得制限限度額を上回っていたため、令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方

●申請方法

I. 上記①に該当する方については申請不要です。岡山県より、児童扶養手当を支給している口座に給付金が振り込まれます（対象者には6月上旬に通知を郵送していますので、そちらをご確認ください）。

II. 上記②または③に該当する方については、申請が必要です。申請用紙を窓口または郵送でお渡ししますので、下記までご連絡ください。

2. 低所得者のひとり親以外の世帯（その他世帯）の方

●対象者

以下の①または②のいずれかに該当する方

▶平成16年4月2日以降（特別児童扶養手当対象のお子さんについては平成14年4月2日以降）、令和5年2月末までに生まれたお子さんが対象です。

①令和4年度住民税（均等割）が非課税の方

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

●申請方法

I. 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税が非課税の方は申請不要です。令和4年7月中に、給付金の対象となった旨を通知します。

II. 上記I以外の方は申請が必要です。

①令和4年4月1日～令和5年2月末までにお子さんを出生された方

②高校生のみを養育している方

③令和4年1月1日以降の収入が急変した方

7月12日(火)から受付を開始します。

申請書は7月12日(火)以降に窓口または郵送でお渡ししますので、下記までご連絡ください。

※両方に該当する場合はどちらか一方のみの支給となります。

鏡野町役場ホームページに本給付金について詳細な情報を掲載していますので、ご確認ください。

申請期限：令和5年2月28日(火)必着

※ 2に該当する方で、出生等により、児童が新たに令和5年3月分の児童手当や特別児童扶養手当の対象となった場合は、令和5年3月15日(水)まで受け付けます。

お問い合わせ先

鏡野町子育て支援課 子育て支援係（担当：池田）

電話(0868)54-2991 FAX(0868)54-2891